

住民税等の納付方法について（キャッシュレス決済） ※領収証書は発行されません。

納付種別	概要
1 口座振替	振替日に預金口座から自動引落として納付する方法です。 申込締切日と振替開始時期、振替方法等について、詳しくは口座振替依頼書記載の案内または区のホームページをご覧ください。 ①口座振替依頼書による申込み 口座振替依頼書に記入・押印（金融機関届出印）のうえ税務課収納係宛にお送りください。口座振替依頼書は、区ホームページからのダウンロード、または、ご連絡いただければご自宅に郵送いたします（このお知らせに同封している場合もあります）。 ②スマートフォンによる申込み 一部銀行ではスマートフォンを使用してWeb口座振替受付サービスでもお申し込みできます。
2 ATM 	ペイジー納付 ペイジーマーク  が印刷された納付書を使用し、  の表示がある金融機関のATMで、キャッシュカードまたは現金で納付する方法です。
3 クレジットカード       	①モバイルレジクレジット 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、クレジットカードを利用して納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。 ②ネットdeモバイルレジ 区のホームページから専用サイトにアクセスし、パソコン、スマートフォン、タブレットに納付書に印刷された納付番号等を入力し、納付する方法です。納付書1枚あたり100万円未満の場合に利用可能です。 ①②ともに、利用できるクレジットカードは5種類です。 また、クレジットカードで納付する場合は、納付金額のほかに決済手数料がかかります。（決済手数料は中野区の収入になるものではありません。）
4 インターネットバンキング  	①ペイジー納付 ペイジーマーク  が印刷された納付書を使用し、パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットバンキングにアクセスして納付する方法です。 ②モバイルレジ 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、インターネットバンキングにアクセスし納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。
5 スマートフォン決済アプリ        	納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、アプリへチャージした金額から納付する方法です（PayB及び楽天銀行アプリについては、お支払いになる口座にあらかじめ必要な金額を入金してください）。 PayPay、au PAY、d払い、J-Coin Pay（令和8年8月31日まで）、楽天ペイ、ファミペイ、PayB、楽天銀行アプリの8種類のアプリで納付可能です。納付書1枚あたり30万円以下（ファミペイは10万円以下）の場合に利用可能です。 ※利用方法について、詳しくは各アプリ事業者のホームページをご覧ください。

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

「住民税の納税」（暮らし・手続き／税金／住民税の納税／住民税の納税 から）

◎納付方法に関する問い合わせは 収納係 TEL 03-3228-8920



納付期限までに納税が困難な場合はご相談ください（スマートフォンからでも相談できます）

納付期限までに納税が困難な場合には、必ずご相談ください

窓口での相談以外に電話、電子申請（パソコン・スマートフォンからの申請）等がご利用いただけます。
また、平日の業務時間中の納税相談が困難な方のために、延長・休日窓口を開設しています（事前予約制です）。
詳しくは、右記の二次元コードから中野区ホームページをご覧ください。

※納付期限を超過すると延滞金が発生する場合があります。
※納付期限を超過している納付書は、ご使用になれない場合があります。

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

「納税困難な方の分割納付・猶予等のご相談をお受けしています」（暮らし・手続き／税金／住民税の納税／納税困難な方の分割納付・猶予等のご相談をお受けしています から）

◎納税が困難な場合のご相談は 納税係 TEL 03-3228-8924



令和8年度

住民税等のお知らせ

中野区

特別区民税・都民税・森林環境税

税金は納付期限までに納めましょう！

●第1期分 6月末(6/30) ●第2期分 8月末(8/31) ●第3期分 10月末(11/2) ●第4期分 翌年1月末(2/1)

お問い合わせ先

○課税通知の内容について 03-3228-8913・8917

※通知書の見方は裏面をご覧ください。

○口座振替、納付方法について 03-3228-8920

○納税が困難な方の納税相談について 03-3228-8924

令和8年度からの税制改正の主な内容

給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。
なお、給与収入金額190万円超の場合の給与所得控除については、改正はありません。

扶養控除等の所得要件の改正

扶養控除等の所得要件について、次の表のとおり引き上げられました。

	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の要件	48万円以下	58万円以下
勤労学生の合計所得金額の要件	75万円以下	85万円以下

大学生年代の子等に関する所得控除（特定親族特別控除）の創設

納税義務者が、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く。）を有する場合には、当該親族等の前年の合計所得金額（58万円超123万円以下の場合に限る。）に応じて、45万円～3万円の特定親族特別控除の適用を受けることができます。

◎税制改正に関する問い合わせは 課税係 TEL 03-3228-8913, 03-3228-8917

課税・納税証明書が必要な方は

取得方法	コンビニ交付	電子申請	窓口申請	郵送申請
申請できる人	区内在住でマイナンバーカードを持っている人	マイナンバーカードを持っている人	・本人（または区内在住で同一世帯の家族） ・代理人（委任状が必要）	本人のみ
申請場所	コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）	区のホームページ（マイナサインアプリのインストールが必要）	・区役所戸籍住民課 ・地域事務所	区役所戸籍住民課
交付時間	午前6時半～午後11時（年末年始、保守点検日を除く） ※令和9年1月から、課税証明書のみの交付となる予定。		月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時【区役所のみ！】 ・毎週火曜日：午後8時まで（祝日・年末年始を除く） ・毎週日曜日：午前9時～午後4時（原則毎週。ただし、年末年始、システム保守の場合などを除く）	
発行手数料	1通につき 200円		1通につき 300円	

※他に、電話予約による区役所「夜間休日窓口」での受け取りがあります。

それぞれの申請に必要な書類や詳しい手続き方法などは、下記によりご確認ください。

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

「特別区民税・都民税の課税証明書・納税証明書」（暮らし・手続き／税金／申請書ダウンロード／税金 から）

◎税証明の申請に関する問い合わせは 戸籍住民課コールセンター TEL 03-3228-5506



特別区民税・都民税・森林環境税 税額変更・納税（税額決定）通知書兼 公的年金特別徴収決定（中止）通知書の見方

住民税の課税について詳しい説明は右記の
二次元コードからご確認ください。
中野区公式HP
『住民税の課税』



164-8501
東京都中野区中野4丁目
11番19号

税納太郎様

お問い合わせの際に、お尋ねします。



通知書番号 50-43L-58030
問合せ番号 1000000

◎決定又は変更理由

新規課税(確定申告)を行いました。
普通徴収月割額については、納付書でお納めください。
公的年金特別徴収月割額については、下記の公的年金から特別徴収します。

課税計算の基
となった所得
の種類と金額
を表示してい
ます。

○分離課税所
得がある方
で特別控
除後の金額
を表示して
います。
○損益通算を
している所
得がある場
合は損益通
算前の金額
を表示して
います。

所得控除の内容を
表示しています。

普通徴収税額
を各期に分割
した金額を
表示しています。

納期限未到来の分については、
「変更後の額」・「納付済額」に
応じた新しい納付書を送付します。
同じ納期限の古い納付書は使用し
ないでください。

給与からの特別徴収税額
がある方は、各徴収月の
特別徴収税額を表示して
います。

口座振替の申し込みがある
方は、金融機関名等を表示
しています。

令和8年度
特別区民税・都民税・森林環境税 税額変更
納税（税額決定）
通知書兼公的年金特別徴収決定（中止）通知書

(RESIDENT)
あなたの税額
第321条の7の5
令和8年6月
中

税額の計算欄です。課税標準額に所得の種類に応じた税率を乗じて、特別区民税・都民税を求めます。(総合課税の所得の税率は、区民税6%、都民税4%)

この処分(この通知書の記載内容)に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に中野区長に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分に係る審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起することができます。(訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。)
なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。
この通知書の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この通知書の執行又は手続の続行を中止し、又は変更することを求める訴えを提起することができます。

お問い合わせ先
○課税内容について 03-3228-8913・8924
○未納の住民税について 03-3228-8924
○口座振替について 03-3228-8920

扶養親族の区分と人数
並びに本人該当の控除
内容を表示しています。

特定親族特別控除の
人数を表示しています。

翌年度(令和
9年度)の住
民税に対する
仮徴収税額
を表示してい
ます。

ふるさと納税等の
寄附による税額控除
額を表示しています。

◎所得及び所得控除 (円)			◎課税標準額及び税額 (円)		
区分	変更前の額	変更後の額	区分	変更前の額	変更後の額
給与収入	4,564,000	4,564,000	課税標準額	6,909,000	6,909,000
公的年金収入	1,940,988	1,940,988	上場株式等配当等	861,000	861,000
営業等	4,564,000	4,564,000	所得	8,516,188	8,516,188
給与	3,111,200	3,111,200	分離課税所得	861,280	861,280
公的年金	840,988	840,988	所得	9,377,468	9,377,468
所得	8,516,188	8,516,188	調整控除額	1,000	1,000
分離課税所得	861,280	861,280	寄附金額	37,224	37,224
所得	9,377,468	9,377,468	控除額	24,829	24,829
繰越損失	135,331	135,331	配当譲渡利	25,838	25,838
所得金額等	9,377,468	9,377,468	控除額	17,226	17,226
医療費控除	786,400	786,400	所得割額	375,700	375,700
社会保険料控除	35,000	35,000	区民税	250,500	250,500
生命保険料控除	220,000	220,000	都民税	3,000	3,000
配偶者控除	430,000	430,000	都民税	1,000	1,000
基礎控除	430,000	430,000	減免額	0	0
所得控除合計	1,606,731	1,606,731	森林環境税	1,000	1,000
			年税額	631,200	631,200
			配当譲渡利	0	0
			控除不足額	0	0

◎扶養・本人区分等	
区分	人数
配偶者	1
扶養	1
扶養障害	1
特別	1
その他	1
本人区分	1
未成年	0
障害	0
その他	0
配偶者	0
寡婦	0
寡夫	0
ひとり親	0
勤労学生	0
家事	0

◎事業所情報	
指定番号	整理番号
受給者番号	
事業所名称	株式会社ナカノク
◎ふるさと納税等の寄附による税額控除額	
徴収月	特別徴収税額(円)
4月	0
6月	0
8月	0
合計額	0

◎公的年金より徴収される翌年度の仮徴収税額	
徴収月	特別徴収税額(円)
4月	0
6月	0
8月	0
合計額	0

◎普通徴収月割額 (円)			◎給与特別徴収月割額 (円)			◎公的年金特別徴収月割額 (円)		
期別	納期限	変更後の額	区分	変更前の額	変更後の額	区分	変更前の額	変更後の額
1期	R8.6.30	132,100	6月	0	1,100	4月	0	16,200
2期	R8.8.31	130,000	7月	0	1,100	6月	0	16,000
3期	R8.11.2	130,000	8月	0	1,100	8月	0	16,000
4期	R9.2.1	130,000	9月	0	1,100	10月	0	15,900
5期	R9.3.31	522,100	10月	0	1,100	12月	0	15,900
合計額		522,100	11月	0	1,100	2月	0	15,900
			12月	0	1,100	合計額	0	95,900
			1月	0	1,100			
			2月	0	1,100			
			3月	0	1,100			
			4月	0	1,400			
			5月	0	1,100			
			合計額	0	13,200			

◎口座振替による納付の場合			
金融機関名	口座番号		
口座名義人	振替方法		

特別区民税・都民税・森林環境税 <計算・税率・控除>

■税額の計算

- 年税額=特別区民税額(均等割+所得割)+都民税額(均等割+所得割)+森林環境税
※ 特別区民税額および都民税額それぞれ100円未満切捨
- 均等割額
特別区民税 3,000円 都民税 1,000円(令和6年度から)
つきに該当する方は特別区民税のみ軽減があります。
① 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 1,500円軽減
② 上記の者を二人以上有する者 1,000円軽減
均等割額が発生した方は森林環境税(1,000円)が別途課税されます。
- 所得割額
① 収入-必要経費=所得
※ 給与収入、公的年金等収入の場合は、収入から一定の方法によって控除された金額
② 所得の合計額-所得控除の合計額=課税標準額(1,000円未満切捨)
③ 課税標準額×特別区民税の税率(6%)=特別区民税の算出所得割額
課税標準額×都民税の税率(4%)=都民税の算出所得割額
④ 特別区民税の算出所得割額-税額控除額=特別区民税の所得割額
都民税の算出所得割額-税額控除額=都民税の所得割額
※ 分離課税所得および繰越損失の計算方法については、お問い合わせください。

■合計所得金額と総所得金額等

- 合計所得金額
純損失・雑損失等の繰越控除前の総所得金額、短期譲渡所得金額(特別控除前)、長期譲渡所得金額(特別控除前)、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額(特別控除後)および退職所得金額の合計額
※ 合計所得金額は、障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税判定、均等割の非課税判定、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除、基礎控除、調整控除の判定の基準になります。
- 総所得金額等
合計所得金額から純損失や雑損失等の繰越控除を適用した後の金額
※ 総所得金額等は、所得割の非課税判定、雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除の算出基準になります。

■所得金額調整控除

- 令和3年度の住民税から、課税標準の計算上損益通算前の給与と所得の金額から次の所得金額調整控除額を控除します。
- 給与収入が850万円を超え、次の要件のいずれかを満たす場合
① 本人が特別障害者に該当する場合
② 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
③ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する場合

控除額	計算式
(1)	給与収入[上限1,000万]-850万円×10%
(2)	給与と所得(上限10万円)+公的年金に係る雑所得(上限10万円)-10万円

■所得控除の内訳

所得控除の種類	控除額
雑損控除(①②いずれか多い方の金額)	①(損失額-保険金等の補てん額)-(総所得金額等の金額×10%) ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除(①②いずれか一方のみ適用可)	①従来の医療費控除(医療費支払額-保険金等の補てん額)-(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(上限200万円) ②セルフメディケーション税制(スイッチOTC医薬品等購入費-保険金等の補てん額)-12,000円(上限88,000円)
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除(生命保険・個人年金保険で新・旧契約両方がある場合は計算上有利な方を適用)	新生命保険料 28,000円まで 旧生命保険料 35,000円まで 介護医療保険料 28,000円まで 新個人年金保険料 28,000円まで 旧個人年金保険料 35,000円まで 上記保険料の組合せがある場合 70,000円まで 地震保険料のみ 25,000円まで 旧長期損害保険料のみ 10,000円まで
地震保険料控除	地震保険料と旧長期損害保険料がある場合 25,000円まで

所得控除の種類	控除額
障害者控除	特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円 その他障害者 260,000円
寡婦控除	260,000円
ひとり親控除	300,000円
勤労学生控除	260,000円
配偶者控除	一般 330,000円まで 老 人 380,000円まで
配偶者特別控除	330,000円まで
扶養控除	16歳未満 0円 一般 16歳~19歳未満 330,000円 23歳~70歳未満 330,000円 特定 19歳~23歳未満 450,000円 老人 70歳以上 380,000円 同居老親等 450,000円
特定親族特別控除	450,000円まで
基礎控除	合計所得金額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超~2,450万円以下 290,000円 2,450万円超~2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 0円

■税額控除

- 調整控除
平成19年度から実施された税源移譲に伴い生じる住民税と所得税の人的控除額の差による負担増を調整するため、一定の金額を控除します。
令和3年度から合計所得金額が2,500万円を超える者は調整控除の適用の対象外となります。
① 合計課税所得金額が200万円以下の場合
次の(ア)(イ)のいずれか小さい金額の5%(特別区民税3%、都民税2%)に相当する額
(ア) 人的控除額の差の合計額
(イ) 合計課税所得金額
② 合計課税所得金額が200万円を超える場合
次の(ア)(イ)のいずれか大きい金額の5%(特別区民税3%、都民税2%)に相当する額
(ア) 人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)
(イ) 5万円
※ 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税山林所得金額および課税退職所得金額の合計額をいいます。
③ 住民税と所得税の人的控除の差額

控除の種類	差額	控除の種類	差額
障害者控除	特別 10万 同居特別 22万 その他 1万	扶養控除	一般 5万 特定 18万 老人 10万
寡婦控除	1万		同居老親等 13万
ひとり親控除	父である者 1万 母である者 5万	基礎控除(適用の場合)	5万

- ※ 配偶者控除、配偶者特別控除の人的控除の差額についてはお問い合わせください。
- 所得割の調整
所得割の納税義務者が所得割非課税基準の金額を若干上回る所得を有する場合には、税額を除いた所得金額が非課税基準の金額を下回ることのないよう税額を調整します。
 - 配当控除
株式などの配当所得がある場合、課税総所得金額等に占める配当所得の区分により、配当所得に一定の率を乗じた金額を控除します。分離課税の上場株式等に係る配当所得等を選択した場合や外国人からの配当等については、適用されません。
 - 住宅借入金等特別税額控除
平成28年から令和7年までに住宅を新築等した方で、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用があり、所得税の額から住宅借入金等特別控除が引ききれなかった場合、一定の方法によって計算された金額を控除します。
 - 寄附金税額控除
都道府県・市町村又は特別区、東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部、東京都や中野区の条例で指定された団体に対する寄附金の場合は、その金額のうち総所得金額等の30%を限度として、2千円を超える金額に一定の率を乗じた金額を控除します。
上記寄附金額のうち、ふるさと納税対象団体に対する寄附金の場合は、住民税所得割の概ね2割を上限とし、2千円を超える金額に一定の率を乗じた金額を加算して控除します。
 - 外国税額控除
外国で得た所得について、その国の所得税などを納めている場合は、一定の方法によって計算された金額を控除します。
 - 配当割額および株式等譲渡所得割額の控除
一定の上場株式等の配当等および源泉徴収を選択した特定口座内での上場株式等の譲渡益から特別徴収された住民税額を、特別区民税・都民税所得割額からそれぞれ控除します。
控除しきれない額は、今年度の住民税に充当し、又は森林環境税に委託納付します。充当した額は納付済額欄に記載されます。
充当又は委託納付しきれない額は、未納の徴収金への充当又は還付の対象となります。
※ 過去の年度の課税計算方法についてはお問い合わせください。
※ 所得控除等の詳しい説明は右記の二次元コードからご確認ください。



中野区公式HP
『所得控除と住宅ローン控除、寄附金税額控除』